

# 一般社団法人燕市観光協会所有写真 使用に関する要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人燕市観光協会（以下、「観光協会」という）が所有する写真を使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要領において写真とは、各種イベント等で撮影され、その所有が観光協会に帰属する写真のことをいう。

## (使用の範囲)

第3条 写真は、その使用に当たり次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 燕市及び観光協会及び市民活動の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用されるおそれのあるとき
- (4) 特定の個人若しくは団体を燕市もしくは観光協会が公認しているような誤解を与える、又は売名に利用されるおそれがあるとき
- (5) 燕市又は観光協会の事業や関連する事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき
- (6) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し又は使用するおそれがあるとき
- (7) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき
- (8) 求人広告に使用するとき
- (9) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)  
第2条に規定する営業又はこれに類する営業に使用するとき
- (10) 消費者保護の観点からふさわしくないと認めるとき
- (11) 人権を侵害するおそれがあるとき
- (12) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれがあるとき
- (13) その他、使用に当たって燕市及び観光協会事務局が適当でないと認めるとき

## (使用承認申請等)

第4条 写真の使用を希望する者は、観光協会所有写真使用承認申請書（第1号様式。以下「使用承認申請書」という。）に必要な書類を添付して、指定の申請書提出先に提出し、その承認を受けなければならない。提出先は別に指定する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 燕市及び観光協会が業務のために使用するとき
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (3) 燕市の共催又は後援の事業で使用するとき

(使用承認等)

第5条 観光協会は、前条の規定により使用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に観光協会所有写真使用(変更)承認通知書(第3号様式。以下、「承認書」という。)により通知するものとする。この場合において、観光協会は使用条件を付すことができる。

2 観光協会は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に観光協会所有写真使用(変更)不承認通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(使用期間等)

第6条 写真を使用できる期間は、観光協会がその使用を承認した日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までを期限とする。

2 写真を使用できる期間を経過した後もその使用を続けようとする者は、再度使用承認申請書を観光協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第7条 写真の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 写真の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、観光協会が付した条件に従うこと
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は、転貸しないこと
- (3) 写真のイメージを損なう使用をしないこと
- (4) 写真を使用して作成し、又は、製造する物件(以下「使用物件」という。)が完成したときは、速やかに使用物件を観光協会に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、使用物件の写真を提出すること
- (5) 商品等で使用する場合は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他関係令を遵守すること

(報告義務)

第9条 観光協会は、使用者に対し、写真の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

#### (承認内容の変更等)

第10条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、観光協会所有写真使用変更承認申請書(第2号様式。以下「使用変更承認申請書」という。)を観光協会へ提出し、その承認、観光協会所有写真仕様変更承認書(第4号様式)により受けなければならない。

- 2 第5条の規定は、前項の承認された内容の変更について準用する。
- 3 使用者は、変更申請の承認後についても、第8条の規定を遵守しなければならない。

#### (基本デザインの改変等)

第11条 写真を改変しての応用使用の場合は、必ず申請時に届け出をし、サンプルを提出するものとする。

#### (使用承認の取消)

第12条 観光協会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき、又は、違反することが判明したとき
  - (2) 申請に虚偽又は不正があったとき
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、観光協会が不適当と認めるとき
- 2 観光協会は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に観光協会所有写真使用承認取消書(第6号様式)によりその旨を通知する
- 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日(使用承認取消書に記載された年月日)以降、当該使用物件を使用してはならない
- 4 観光協会は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

#### (責任の制限)

第13条 前条の規定により写真の使用を取り消した場合、使用者に損害が生じても、観光協会はその責めを負わない。

#### (権利の設定の禁止)

第14条 使用者は、写真を使用した商品について、意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく意匠の登録、商標法(昭和34年法律第127号)に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承継させてはならず、承認に基づく写真の使用権を第三者に対し、承認してはならない。

(紛争等の解決)

第16条 写真の使用に関し、論争又は訴訟が生じたときは、使用者の責任と費用負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第17条 使用者の写真の使用において、燕市及び観光協会に損害が生じたときは、観光協会はその損害の賠償を請求することができる。

(その他の事項)

第18条 この要領に定めるもののほか、写真の使用に関して必要な事項は、観光協会が定める。

附則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。